

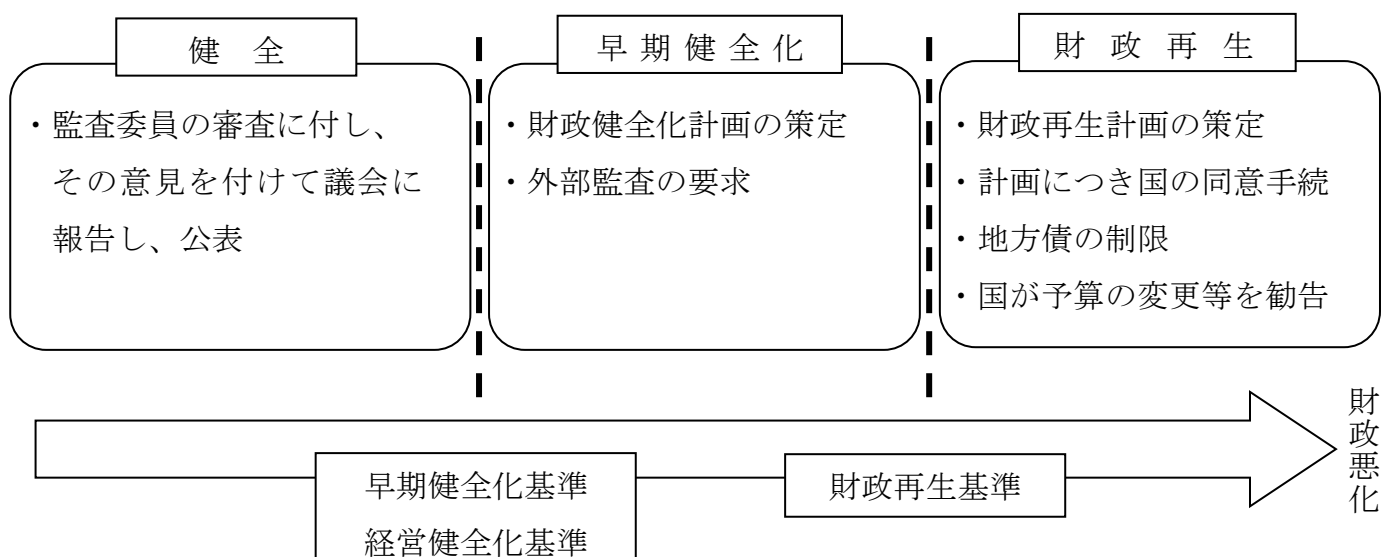
担 当 課	財 政 課
担 当 者	苑田、川瀬
内線電話	2172
直通電話	095-895-2172

財政健全化法に係る健全化判断比率等（暫定値）について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した健全化判断比率等（暫定値）をお知らせします。

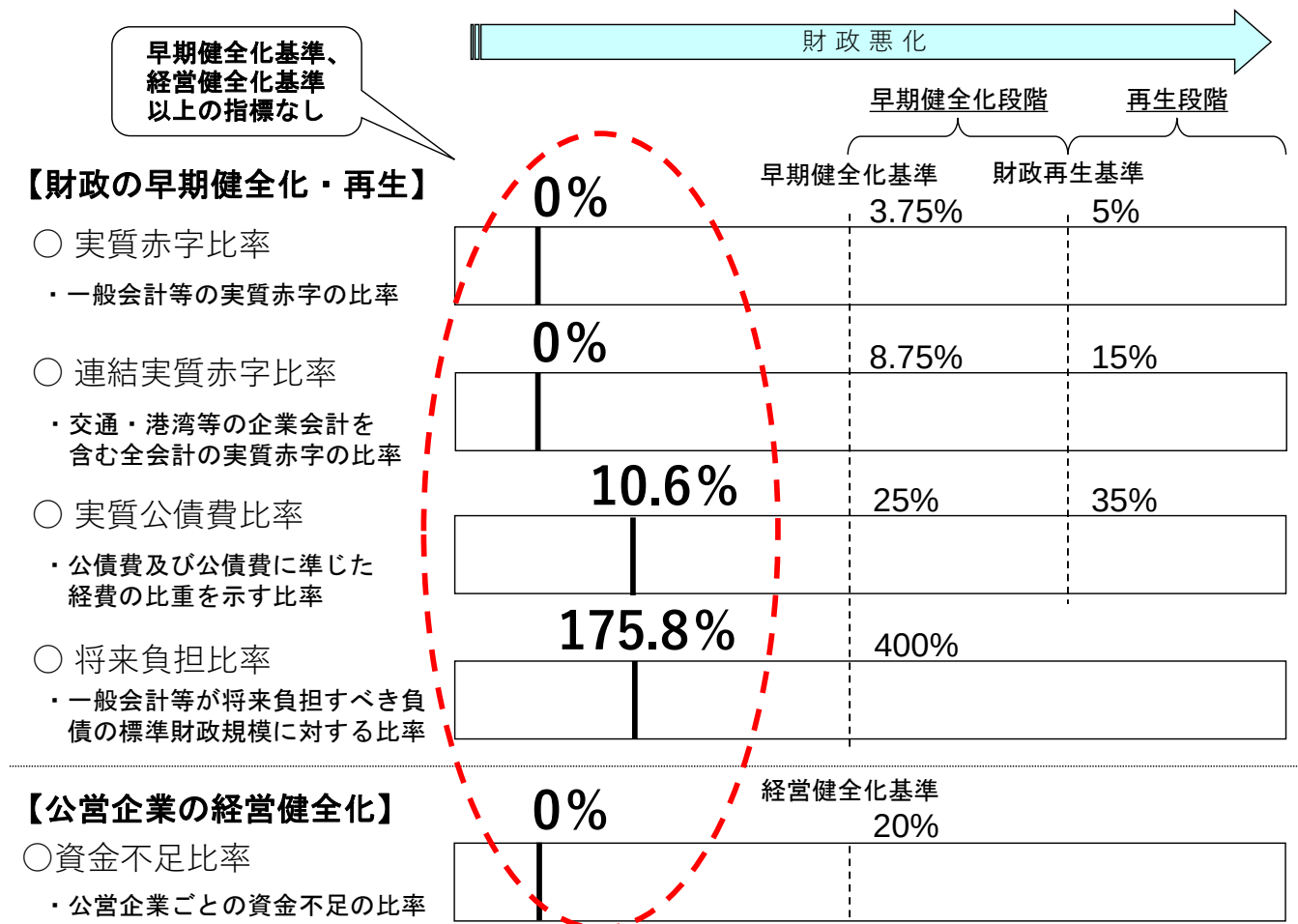
1 財政健全化法の概要

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月制定）により、一般会計等における「健全化判断比率」（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計における「⑤資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表する必要があります。
- 健全化判断比率においては、4つのうちいずれかが早期健全化基準以上となる場合、財政健全化計画の策定が必要です。また、将来負担比率を除く3つのうちいずれかが財政再生基準以上となる場合、財政再生計画の策定が必要です。資金不足比率においても、同様の対応が求められます。



2 健全化判断比率等の状況

長崎県の健全化判断比率等の状況（令和5年度決算）



3 各指標から見る本県の財政状況について

- 本県においては、公営企業等も含めた実質的な赤字や資金不足はなく、また、実質公債費比率や将来負担比率についても、交付税措置のある有利な県債を活用している割合が高いことなどから、健全な数値となっています。
- そのため、直ちに早期健全化団体に陥ることは想定されませんが、今後、社会保障関係費や県債の償還にかかる実質的な公債費の増加により、本県の財政状況は厳しさを増していくことが見込まれることから、引き続き収支の改善に力を注ぐとともに、より一層の事業の重点化を図るなど、健全な財政運営に努めてまいります。

【健全化判断比率】

項 目	5 年度	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)	説 明
実 質 赤 字 比 率	—	3.75	5.00	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ ※一般会計等の黒字額 1,092 百万円
連結実質赤字比率	—	8.75	15.00	交通、港湾等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率 (算式) $\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ ※各会計の黒字額 一般会計等 1,092 百万円 国民健康保険特別会計 2,574 百万円 交通事業会計 0 百万円 流域下水道事業会計 643 百万円 長崎魚市場特別会計 0 百万円 港湾施設整備特別会計 4,953 百万円
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0	公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$ の3か年の平均値
将 来 負 担 比 率	175.8	400.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$ ※将来負担額：地方債現在高、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、公社・第三セクターの負債額等負担見込額等

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなる。

【資金不足比率】

項 目	5 年度	経営健全化 基準(%)	説 明
資金不足比率			公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合
交 通 事 業 会 計	—	20.0	(算式) $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$
流 域 下 水 道 事 業 会 計	—		
長 崎 魚 市 場 特 別 会 計	—		※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の説明欄中、各会計の黒字額と同額
港 湾 施 設 整 備 特 別 会 計	—		

※資金の不足がない場合、数値なしとなる。